

第3回動物園条例検討部会

令和2年3月6日（金）13:30～
札幌市円山動物園 動物園プラザ

議事次第

1. 開会

2. 議事

(1) 条例内容案 前文、第1章

(目的、定義、基本理念、基本原則、責務)

(2) 条例内容案 第2章

(実施事業、動物福祉への配慮、危機管理体制の整備、施設の整備等、関係機関等との連携、情報共有)

3. 閉会

配布資料

資料1 第2回検討部会の項目素案及び部会等意見

資料2 条例に盛り込む内容案

資料3 条例に盛り込む内容案及び部会等意見

資料4 条例の概念図

資料5 禁止事項に関する規程

参考資料1 動物福祉に関する規程一覧

参考資料2 5月17日講演会資料

次回会議予定

令和2年5月18日（月）9:30～12:00（動物園プラザ）

第3回動物園条例検討部会 出席者名簿

検討委員

◎委員長 ○副委員長

カネコ マサミ ◎金子 正美	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授
イセ ノブヤ ○伊勢 伸哉	小樽水族館 館長 公益社団法人日本動物園水族館協会 副会長
クロトリ ヒデトシ 黒鳥 英俊	認定NPO法人ボルネオ保全トラストジャパン 理事
コスゲ マサオ 小菅 正夫	札幌市環境局 参与
トオイ アキコ 遠井 朗子	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授
フカイ ダイスケ 福井 大祐	岩手大学農学部共同獣医学科 准教授 一般社団法人 未来を創るどうぶつ医師団 理事長
モロサカ サトシ 諸坂 佐利	神奈川大学法学部 准教授
サトウ カオル 佐藤 香	市民委員
タツミ ケイコ 翼 佳子	市民委員

札幌市円山動物園・事務局

加藤 修	札幌市環境局円山動物園長
神 賢寿	札幌市環境局円山動物園経営管理課長
黒川 明美	札幌市環境局円山動物園動物診療担当課長
森山 予志晃	札幌市環境局円山動物園経営管理課調整担当係長
須永 絵美	札幌市環境局円山動物園経営管理課

第2回検討部会の項目素案及び部会等意見

(素案)

前文

第一章 総則

- ・目的 －生物多様性に関する教育
- ・用語の定義 －生物多様性に関する調査・研究
 - －動物 ・基本原則
 - －動物園・水族館 ・市の責務
 - －動物福祉 ・市民の責務
 - －生物多様性の保全 ・事業者の責務

第二章 動物園・水族館

- ・取組（生物多様性の保全、教育、調査・研究、レクリエーション）
- ・動物の福祉への配慮
- ・国内外の動物園・水族館、関係機関との連携
- ・生物多様性保全、教育、調査・研究の実施結果の公表
- ・市民から指摘された施設の条例基準適合・不適合への対応（発意表明権）

第三章 円山動物園

- ・運営の基本方針、実施計画の策定
- ・実施事業
- ・動物福祉向上のための取組
（「動物福祉の日」「動物の福祉基準を定める」「評価する仕組みを構築する」など）
- ・職員（園長、動物専門員、獣医師、事務職員、施設管理に係る技術職員、その他の職員）の配置と責務
- ・人材の育成

全体構成に関わる部会意見

<p>検討部会の主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体の構成の整理だが、1章に目的、定義責務、2章に基本原則を含めた生物多様性や動物福祉の規定、3章に具体的な飼養基準やマニュアルの根拠、基準を守るための記録の保持、定期的報告、改定も含めた評価などの監視スキームを入れる。円山動物園だけでなく他の園にも守らせたいのであれば、実施結果の公表は2章に入るのかもしれない。 ・基本原則は2章に移しても良いと思うが、内容が決まってから最後に調整すればよいと思う。 ・施設の適合、不適合を判断するには施設の具体的基準を設ける必要があるが、そもそも動物福祉が社会一般で認知されていない現代の状況では慎重になったほうが良いと思う。今後の検討とする、5年後に見直しを検討するというのも一つのやり方だと思う。 ・意見表明を行うにはその施設を調査する必要がある、それらを実施するには時期尚早だと思う。
<p>方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物園の役割、動物福祉を明確化し、動物園を社会で支える仕組みを作ることを目的に条例を制定し、社会一般に対してその普及啓発を進めていくこととする。その後、社会情勢や条例の運用状況を踏まえ、罰則規定や意見表明権等の必要と考えられる改正を検討していく。

条例に盛り込む内容案

前文

(全体の条例内容を検討したあと、盛り込むべき内容を整理する。)

第一章 総則

(目的)

この条例は、動物園等の活動に関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市、市民及び事業者の責務を定め、動物園等の生物多様性の保全活動に市、市民及び事業者が協働し、もって自然と人が共生する持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 1 この条例において「動物」とは、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫その他多細胞生物をいう。ただし、植物や菌類を除く。
- 2 この条例において「動物園水族館」とは、野生動物を飼育し、繁殖及び累代飼育を目指し、野生動物の生態及び習性を調査研究し、生息域内保全に取り組むとともに、市民に展示及び教育を通じて生物多様性の保全に関する多様な情報を提供する施設をいう。
- 3 この条例において「動物福祉」とは、〇〇〇〇（要検討）〇〇〇〇…
- 4 この条例において「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することを言い、飼育種又は栽培種については、存続可能な種の個体群を当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復することをいう。
- 5 この条例において「生息域外保全」とは、主として生息域内における措置を補完するため、生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。
- 6 この条例において「累代飼育」とは、動物を何世代にも渡って繁殖し、飼育することをいう。
- 7 この条例において「環境エンリッチメント」とは、飼育下における行動の選択肢を広げ、充実させることにより野生動物本来の自然な行動を発現させ、動物福祉の向上につなげる方策をいう。

(基本理念)

動物園の活動は、動物福祉に配慮することを根幹として、生物多様性の保全に貢献することを目的に行われなければならない。

(基本原則)

動物園等の活動は、次に掲げる事項を基本原則として行われなければならない。

- (1) 生物多様性の保全の取組にあたっては、野生動物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保存されなければならない。
- (2) 飼育する動物の身体的、心理的及び社会的要求を科学的に理解し、動物福祉に配慮した飼育管理を行うとともに、生涯にわたる責任をもたなければならない。
- (3) 飼育する動物や野生動物を取り巻く環境について、興味や理解が深まるような展示を行うとともに、効果的な教育普及活動を実施し、市民の生物多様性についての理解

を深め、実践につながるよう努めなければならない。

- (4) 施設、設備、及び施設の衛生状態を良好に維持し、施設利用者、動物、及びその他関係者が安全かつ快適に過ごせるように努めなければならない。

(市の責務)

- 1 市は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組を認識し、動物園等を通じた生物多様性保全の取組を促進するための必要な支援を行わなければならない。
- 2 市は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組を総合的に推進する施策を実施しなければならない。
- 3 動物園等の設置者である市は、動物園等が適正に運用されるようにしなければならない。

(市民の責務)

市民は、動物園等の実施事業に積極的に参加し、動物園等の取組を通じた生物多様性保全の重要性を認識し、自らの日常生活における生物多様性保全のための取組の実践に努めるものとする。

(事業者の責務)

事業者は、動物園等の生物多様性の保全の取組に理解を深めるとともに、動物園が実施する生物多様性の保全の取組に協力するよう努めるものとする。

第二章 動物園水族館

(実施事業)

動物園等は、次のことを実施する。

- (1) 生物多様性の保全及び教育を目的とする動物の収集及び飼育
- (2) 野生動物の保全に効果のある調査研究
- (3) 動物の保全技術の確立
- (4) 生息域内における保全活動
- (5) 生物多様性の保全の重要性を伝えるための展示、情報発信、及び教育活動
- (6) 動物を慈しむ心や他者との関係性について想像力を育む教育活動
- (7) その他、前各号の事業に付帯すること

(動物福祉への配慮)

- 1 動物園等は、動物の身体的、心理的及び社会的要求に適した環境を提供するため、動物福祉に関する規程を定め、適切に実施されているか評価し、必要に応じて改善を行う。
- 2 前号の規程には、次の項目を定めるものとする。
 - (1) 栄養管理に関する事項
 - (2) 飼育及び展示する施設及び環境に関する事項
 - (3) 動物の移送に関する事項
 - (4) 獣医療に関する事項
 - (5) 環境エンリッチメントに関する事項
 - (6) トレーニング（訓練）に関する事項
- 3 次のことを禁止する。

- (1) 遺伝的多様性の保全に寄与しない繁殖
- (2) 幼齢時に社会化が必要な動物について一定期間親子等を共に飼養せず、不必要に早期に親子を分離すること
- (3) 動物福祉を過度に低下する訓練
- (4) 動物の生態を誤って伝えることになる動物の擬人化を行うこと

(危機管理体制の整備)

- 1 動物園等は、施設利用者及びその他関係者の安全に配慮し、日頃から事故等の発生の防止に努めるとともに、災害、動物の逸走及び感染症等の事故防止に関わる計画及び危機管理体制を整備する。
- 2 動物園等は、事故等の緊急事態の発生に備え事故対策に関わる計画を整備し、これに基づき訓練、計画の検証、及び計画の見直しを定期的実施する。

(施設の整備等)

動物園等は、生物多様性の保全に資する施設の整備を図るとともに、施設利用者、動物、及びその他関係者が安全かつ快適に過ごせるように施設、設備、及び施設の衛生状態を適正に維持管理する。

(国内外の動物園等関係機関との連携)

動物園等は、自然と人が共生する持続可能な社会の実現に向け効果的に事業を展開するために、国内外の政府、自治体、大学等研究機関、及び動物園等関係機関との連携を図られるよう努めるものとする。

(情報共有等)

- 1 動物園等は、動物園の活動に関わる情報が広く市民、事業者に周知されるよう情報の発信に努めるものとする。
- 2 動物園等は、第2章に掲げる活動を記録し、これを保存するとともに、公衆に対し毎年度これを公表するものとする。

(人材の確保及び人材の育成)

- 1 動物園等は、動物園学、生態学、栄養学、獣医学、保全遺伝学等の専門性の高い人材の確保に努めるものとする。
- 2 動物園等は、前項の専門性に対する資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

第三章 円山動物園

(運営方針等)

(実施事業)

(動物福祉向上のための取組)

(職員)

(人材育成)

条例に盛り込む内容案及び部会等意見

前文

(全体の条例内容を検討したあと、盛り込むべき内容を整理する。)

検討部会の主な意見及びまとめ

- ・ 条例制定の意義や動物福祉の考え方を記載

【必要性】

○ 生物多様性保全は公益であり、動物園の公的機能である。動物福祉はそれを達成するための必要不可欠な取決めである。

現行法令では、以下の2点が欠けている。

- ・ 生物多様性保全と動物福祉が両輪であるという考え方が抜けている。
- ・ 動物福祉の基準の具体性が乏しい、特に動物園の飼養基準や監督する制度が不十分である。

国際社会ではこれらの取組が法令などのもと明確に定められており、同レベルの動物福祉基準に満たない施設への動物の移動は行わない方向に進んでいる。

枠組が不十分なままでは、国際的な動物の貸し借りや譲り受けが困難となり、希少な野生動物を多く取り扱う動物園は動物種を維持できず存続そのものが危ぶまれてしまうため、条例において生物多様性の保全の目的の実現とそのために必要不可欠な取決めとして動物福祉への配慮をいれるべき。

【条例を制定することによる意義、効果】

動物ファースト（動物福祉に配慮した運営）が市民の利益となる理由

○ 動物福祉の考えを根幹に位置づけることは動物を健全に維持するために必要不可欠であり、動物を健全に維持することは持続可能な動物園運営に必要不可欠である。

動物園がないということは、動物園の公的機能（生物多様性の保全、教育の場）を享受できないということになる。

条例制定の意義や効果

○ 動物園を通じた生物多様性の保全の取組の推進は持続可能な地域社会の実現に貢献する。

動物園が生物多様性保全の取組を将来にわたって継続的に実施することは、世界や地域の希少な野生動物の保全につながり、野生動物の保全は自然環境、ひいてはヒトの生活環境の保全につながっている。また、動物園の取組を通じて学んだことを札幌市民が実践し生物多様性保全に寄与することは、市民生活をより豊かなものとする。

○ いきいきとした動物のいる動物園は地域の重要な文化教養施設である。

動物本来の姿、声、匂いを実感できる動物園を維持することは、来園者に自然や命の大切さを伝えるだけでなく、動物の生息する地域や世界の環境を考え保全の必要性を伝える場を提供できる。

○ 動物園という公共施設が適正に運営されていることを市民が確認できる。

市民の代表機関である議会が制定する条例に動物園の果たすべき役割を定めるということは、生物多様性保全の取組や動物福祉基準の遵守が実施されていることを確認する権限を市民がもつということになる。

○ 地域全体の動物福祉の考え方の醸成につながる。

動物福祉の考え方を条例に定めかつ動物園で学ぶことができれば、不適切な動物飼育施設があった際に市民は動物の取扱いがおかしい事を判断することができる。こうした波及効果によって市民の動物福祉の考え方の醸成及び市域全体の動物福祉の向上が期待できる。

第一章 総則

(目的)

この条例は、動物園等の活動に関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市、市民及び事業者の責務を定め、動物園等の生物多様性の保全活動に市、市民及び事業者が協働し、もって自然と人が共生する持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

※動物園等＝動物園及び水族館

検討部会の主な意見及びまとめ（再掲）

【必要性】

○生物多様性保全は公益であり、動物園の公的機能である。動物福祉はそれを達成するための必要不可欠な取決めである。

現行法令では、以下の2点が欠けている。

- ・生物多様性保全と動物福祉が両輪であるという考え方が抜けている。
- ・動物福祉の基準の具体性が乏しい、特に動物園の飼養基準や監督する制度が不十分である。

国際社会ではこれらの取組が法令などのもと明確に定められており、同レベルの動物福祉基準に満たない施設への動物の移動は行わない方向に進んでいる。

枠組が不十分なままでは、国際的な動物の貸し借りや譲り受けが困難となり、希少な野生動物を多く取り扱う動物園は動物種を維持できず存続そのものが危ぶまれてしまうため、条例において生物多様性の保全の目的の実現とそのため必要不可欠な取決めとして動物福祉への配慮をいれるべき。

(定義)

(動物)

1 この条例において「動物」とは、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫その他多細胞生物をいう。ただし、植物や菌類を除く。

検討部会の主な意見及びまとめ

(委員意見)

- ・種の保存法の認定動物園の定義とは異なることを明確にするために、「希少種に限らない」とか「家畜を含む」などの言葉を入れたほうが良いのではないかと。
- ・対象とする動物、例えばゾウだとすると、その体内に共生する微生物をも対象とするかということではない。

(事務局)

希少種に限らないなどの意味を踏まえてどのように記載するかは作成時に調整する。

(今後に向けて)

⇒希少種には限らない、家畜を含むという文言及びテクニカルな記載方法の整理が必要

(動物園水族館)

原案

この条例において「動物園水族館」とは、市民のために動物を展示している施設のうち、主に生息域外の環境下で動物を飼育及び繁殖し、かつ累代飼育を目指し、もって種の保存を通じた生物多様性の保全に寄与するとともに、生物多様性の保全に関連する教育及び調査研究を行う施設をいう。

改正案

2 この条例において「動物園水族館」とは、野生動物を飼育し、繁殖及び累代飼育を目指し、野生動物の生態及び習性を調査研究し、生息域内保全に取り組むとともに、市民に展示及び教育を通じて生物多様性の保全に関する多様な情報を提供する施設をいう。

検討部会の主な意見及びまとめ

(委員意見)

生息域内保全・累代飼育について

- ・ 生息域内保全に関わるという表現が必要ではないか。
- ・ いまだに繁殖まで至らない、非常に繁殖活動が難しい種もいて、それを考慮すると、累代飼育となると理想論になってしまうので表現を考え直したほうがよいのではないか。
- ・ 基本的には動物園は累代飼育を目指さなければならないし、これからは域内保全との関わりをもった域外保全をやっていくことが必要になる。
- ・ 累代飼育や域内保全は種の保存に関わることで、種の保存をいれるか入れないかは、この条例に動物園のあるべき姿を定めるのか、問題のある施設を条例の対象として問題提示していくのか、条例をどのように使っていくのかと同じ議論である。
- ・ 具体的な基準を定めて、基準に適さない施設を問題提示するというのは、動物福祉が社会一般で認知されていない現代の状況では慎重になったほうが良いと思う。今後の検討とする、5年後に見直しを検討するというのも一つのやり方だと思う。
- ・ 意見表明を行うにはその施設を調査する必要があるし、それらを実施するには時期尚早。

対象動物について

- ・ 対象動物は野生種となるのかどうか。域外保全とは野生種のことを指すのではないか。
 - ・ 生物多様性条約は、飼育種や栽培種も対象となっている。家畜種も対象なのか。
- CBDの公式文書を確認すると、「農業に関する生物多様性」(Decision V/5)及び「持続可能な利用」原則に関するCOP決定(Decision VII/12)の中で、家畜(cultivated and domesticated species)へ言及されている

情操等教育について

- ・ 情操教育、社会教育及び生涯教育といった教育、そのための調査・研究も動物園の重要な使命なので、定義規定に反映されるべき。

「動物園とは次の各号をいう。」

①種の保存や環境教育に主眼をおいた動物園

②主にふれあいを通じて子どもたちの情操教育を主眼においた動物園

- ・ 生物多様性の保全を目的として存在するのが動物園、生物多様性の保全にどのように寄与するかというと、一つは繁殖等で、一つは生物多様性の保全に関連する教育をするという骨組みとなっており、その他の情操教育を同列に並べてしまっているのか。その他の教育を排除するわけではないが、生物多様性の保全を達成するための教育と書き分けたほうがよいのではないか。

(事務局)

- ・ 動物を飼育している全ての施設を網羅する条例ではなく、動物園のあるべき姿を規定する想定(次回までに事務局が提示すること)
- ⇒・ 事務局が意見をまとめて、次回再度定義案を提示
- ・ 情操教育については、情操教育の関わる条文案を確認してから再度議論

(第2回会議後の委員意見)

- ・ 生息域内保全への貢献を動物園の定義に含むべきかという点は、CITESではアフリカゾウの生息域外の移送に関わる基準やCITES付属書Ⅱの動物種の輸出入許可の要件などから、一般的方針として、生息域内保全への貢献は肯定できる。あるべき姿を定めるという捉え方として含めることもできる。
- ・ 動物園を盛りだくさんな形で定義するのではなく、英国法のように、動物園の役割や活動として列挙する方式も捨てがたい。

(事務局まとめ)

- 理想とする動物園をしっかりと定めるということを前提に定義を考える。
- 以下のことを定義に含む。
 - ・ 野生動物を公衆に展示する。
 - ・ ただ飼育していればよいのではなく、繁殖及び累代飼育を目指す。
 - ・ 生物多様性の保全活動(研究、教育、生息域内保全、生息域外保全)を実施する。
- 情操教育などの教育についてどのように規定するか(定義規定なのか、実施事業なのか、目的にも組み込むのか)は、次回案文を確認してから再検討する。
- 動物園で取り組む種の保存は、主に野生種を対象とするが家畜種を否定するわけではない。

(動物福祉) 継続検討

検討部会の主な意見及びまとめ

(委員意見)

- ・動物の状態ではわからない。野生本来の生き生きとした状態など市民らがわかる言葉がよい。
- ・通常の食事ができない老齢個体を他に理由なく安楽殺することは日本の動物園では考えられず、そういった老齢個体をケアしながら飼育する点において、種の福祉とは別に個体の福祉・個体に対する愛護というものが確立する。日本の動物園の福祉とは、そういう点が欧米諸国との違いであり、その点を一般市民にわかりやすい言葉で記載しないとイケない。
- ・ビジョン 2050 で動物福祉と使っているので、アニマルウエルフェアを使うのは違うと思う。
- ・佐藤衆介(2005)アニマルウエルフェア 東京大学出版会によると、ウエルフェアは個体の情動の重視、福祉は個体の存在状態と次世代の継続の重視(生物学的適用度の重視)と異なる意味として使い分けしている。
- ・福祉は客観的な飼養基準に落としこむことができるということ、良い悪いの評価抜きの定義をして、それを一定の水準に達成するという手法なのだと思う。
- ・科学的な定義がわかりにくいのであれば、動物福祉を定義せず、前文に説明とこうした定義が参考になるなどを記載する、別に具体的な福祉基準を定めることにしたらよいのではないかと。

(第2回会議後の委員意見)

- ・ビジョン 2050 の根幹に据えていること、動物の話題では必ず出てくる言葉であることから、定義せずに条例で使うのは不自然。一般的な定義と円山動物園ではさらに積極的な意味で使うという書き方ができないか。適切な表現ができれば定義に組み込みたい。
- ・英国法でも、動物福祉の定義はせず説明的に書かれていることから、条例の活動において具体的に何を考慮すべきかを規定し、解説文書などで説明してもよいと思う。

(事務局まとめ)

- ・前文で動物福祉を説明することを検討しつつ、定義については検討を継続
- ・動物福祉の定義をしない場合は、条例制定後、国内の動物福祉の普及状況をみながら、適切な定義を適切な時期に定めていくことを想定

(生息域内保全)

4 この条例において「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することを言い、飼育種又は栽培種については、存続可能な種の個体群を当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復することをいう。

(生息域外保全)

5 この条例において「生息域外保全」とは、主として生息域内における措置を補完するため、生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。

(累代飼育)

6 この条例において「累代飼育」とは、動物を何世代にも渡って繁殖し、飼育することをいう。

(環境エンリッチメント)

7 この条例において「環境エンリッチメント」とは、飼育下における行動の選択肢を広げ、充実させることにより野生動物本来の自然な行動を発現させ、動物福祉の向上につなげる方策をいう。

検討部会の主な意見

(委員意見)

- ・ショー、生息域内保全、生息域外保全、累代飼育、エンリッチメントを定義したほうが良い。

(第2回会議後の委員意見)

- ・ショーと行動展示の違いがわかるのか疑問、行動展示についても定義してよいと思う。
- ・行動展示とは、自然界で種として発現される行動を観察できるように展示すること。行動発現は動物の意志による。ショーとは、個体の特殊な行動を訓練により発現させて観覧に供すること。行動発現は条件付けによる。

(基本理念)

検討部会の主な意見

- ・理念は前文、目的に記載されることから、改めて条項を設ける必要はない。
- ・動物園が活動を行う際に立ち返ることのできる原則があったほうが良い。
- ・原則は総則ではなく、第二章（動物園水族館）に入れるべき。

事務局検討内容

- ・動物園の活動に関する理念を定める条例であるのに、理念の条項がないのは不十分。

動物園の活動は、動物福祉に配慮することを根幹として、生物多様性の保全に貢献することを目的に行われなければならない。

(基本原則)

動物園等の活動は、次に掲げる事項を基本原則として行われなければならない。

- (1) 生物多様性の保全の取組にあたっては、野生動物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保存されなければならない。
- (2) 飼育する動物の身体的、心理的及び社会的要求を科学的に理解し、動物福祉に配慮した飼育管理を行うとともに、生涯にわたる責任をもたなければならない。
- (3) 飼育する動物や野生動物を取り巻く環境について、興味や理解が深まるような展示を行うとともに、効果的な教育普及活動を実施し、市民の生物多様性についての理解を深め、実践につながるよう努めなければならない。
- (4) 施設、設備、及び施設の衛生状態を良好に維持し、施設利用者、動物、及びその他関係者が安全かつ快適に過ごせるように努めなければならない。

検討部会の主な意見

- ・動物の展示にあたっては、来園者の生息環境を類推させる植栽に配慮する必要があることを責務規定に入れる。

(市の責務)

- 1 市は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組を認識し、動物園等を通じた生物多様性保全の取組を促進するための必要な支援を行わなければならない。
- 2 市は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組を総合的に推進する施策を実施しなければならない。
- 3 動物園等の設置者である市は、動物園等が適正に運用されるようにしなければならない。

(市民の責務)

市民は、動物園等の実施事業に積極的に参加し、動物園等の取組を通じた生物多様性保全の重要性を認識し、自らの日常生活における生物多様性保全のための取組の実践に努めるものとする。

(事業者の責務)

事業者は、動物園等の生物多様性の保全の取組に理解を深めるとともに、動物園が実施する生物多様性の保全の取組に協力するよう努めるものとする。

第二章 動物園及び水族館

(実施事業)

動物園等は、次のことを実施する。

- (1) 生物多様性の保全及び教育を目的とする動物の収集及び飼育
- (2) 野生動物の保全に効果のある調査研究
- (3) 動物の保全技術の確立
- (4) 生息域内における保全活動
- (5) 生物多様性の保全の重要性を伝えるための展示、情報発信、及び教育活動
- (6) 動物を慈しむ心や他者との関係性について想像力を育む教育活動
- (7) その他、前各号の事業に付帯すること

検討部会の主な意見及びまとめ

(委員意見)

情操等教育について (再掲)

・情操教育、社会教育及び生涯教育といった教育、そのための調査・研究も動物園の重要な使命なので、定義規定に反映されるべき。

「動物園とは次の各号をいう。

①種の保存や環境教育に主眼をおいた動物園

②主にふれあいを通じて子どもたちの情操教育を主眼においた動物園」

・生物多様性の保全を目的として存在するのが動物園、生物多様性の保全にどのように寄与するかというと、一つは繁殖等で、一つは生物多様性の保全に関連する教育という骨組みとなっており、情操教育を同列に並べてしまっているのか。その他の教育を排除するわけではないが、生物多様性の保全を達成するための教育とは書き分けたほうがよい。

(次回までに事務局が提示すること)

⇒情操教育を定義にいれるかは、次回以降の情操教育の関わる条文案を確認してから再議論。

(動物福祉への配慮)

1 動物園等は、動物の身体的、心理的及び社会的要求に適した環境を提供するため、動物福祉に関する規程を定め、適切に実施されているか評価し、必要に応じて改善を行う。

2 前号の規程には、次の項目を定めるものとする。

- (1) 栄養管理 (2) 飼育及び展示する施設及び環境 (3) 動物の移送
- (4) 獣医療 (5) 環境エンリッチメント (6) トレーニング (訓練) に関する事項

3 次のことを禁止する。

- (1) 遺伝的多様性の保全に寄与しない繁殖
- (2) 幼齢時に社会化が必要な動物について一定期間親子等を共に飼養せず、不必要に早期に親子を分離すること
- (3) 動物福祉を過度に低下する訓練
- (4) 動物の生態を誤って伝えることになる動物の擬人化を行うこと

検討部会の主な意見

(委員意見)

・福祉の項目として、動物の入出園及び移送、人工哺育の問題、雑種の禁止、親子分離の問題について入れてほしい。

・類人猿などの擬人化したショーやゾウのショーの禁止、また手鉤の使用禁止。

・安楽死の基準や高齢個体への配慮はいれなくていいのか。

・安楽死の基準は絶対に必要だが、条例ではなく別の規程等で定めたほうがよい。

・安楽死の実施には適用基準が必要となる、専門家による第三者委員会を設けたほうが良い。

事務局検討内容

・条例に記載する項目とその下の規程に記載する項目をどのように整理するのか。

(危機管理体制の整備)

- 1 動物園等は、施設利用者及びその他関係者の安全に配慮し、日頃から事故等の発生の防止に努めるとともに、災害、動物の逸走及び感染症等の事故防止に関わる計画及び危機管理体制を整備する。
- 2 動物園等は、事故等の緊急事態の発生に備え事故対策に関わる計画を整備し、これに基づく訓練、計画の検証、及び計画の見直しを定期的実施する。

検討部会の主な意見

(委員意見)

- ・福祉の取組として、事故防止マニュアル、事故対策マニュアル、感染症マニュアルの制定と定期的見直し、動物の入出園及び移動に関わる規定をすべき。
- ・感染症マニュアルの記載については現行法令にある指針を洗い出した上でさらに強化するなどの整理をしたほうが良い。

(施設の整備等)

事務局検討内容

- ・安全確保に関わることで、施設の維持や更新に関わる条項が必要だと思う。
- ・次の案を検討

動物園等は、生物多様性の保全に資する施設の整備を図るとともに、施設利用者、動物、及びその他関係者が安全かつ快適に過ごせるように施設、設備、及び施設の衛生状態を適正に維持管理する。

(国内外の動物園等関係機関との連携)

動物園等は、自然と人が共生する持続可能な社会の実現に向け効果的に事業を展開するために、国内外の政府、自治体、大学等研究機関、及び動物園等関係機関との連携を図られるよう努めるものとする。

(情報共有等)

- 1 動物園等は、動物園の活動に関わる情報が広く市民、事業者にも周知されるよう情報の発信に努めるものとする。
- 2 動物園等は、第2章に掲げる活動を記録し、これを保存するとともに、公衆に対し毎年度これを公表するものとする。

検討部会の主な意見及びまとめ

(委員意見)

- ・研究結果の公表に関わることで、環境白書に代表されるように年次報告の公表は予算の担保にもなり得る項目なので入れるべき。

(人材の確保及び人材の育成)

- 1 動物園等は、動物園学、生態学、栄養学、獣医学、保全遺伝学等の専門性の高い人材の確保に努めるものとする。
- 2 動物園等は、前項の専門性に対する資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

検討部会の主な意見及びまとめ

(委員意見)

- ・新人教育、動物園獣医師の専門職化が必要。

第三章 円山動物園

検討部会の主な意見及びまとめ

(委員意見)

- ・ 市民動物園会議を附属機関設置条例から除いて動物園条例に設置し、市民動物園会議内の意見として福祉に適さない施設等を公表するという方法はとれる。
- ・ 市民動物園会議や第3者委員会など、外部機関の設置に関する項目はあったほうが良い。

目的：自然と人が共生する持続可能な社会の実現

第二章

第三章
円山動物園

理念

原則

動物園の活動

生物多様性の保全

レクリエーション

教育

調査研究

種の保存（保全）

- ・繁殖プログラム
- ・野生復帰など

動物福祉への配慮

情報共有
年次活動報告

保全活動ができる動物園の運営を支える手段

その他公益的な事業

収益事業

- ・環境基本法
- ・生物多様性基本法
- ・都市公園法
- ・自然公園法
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・動物の愛護及び管理に関する法律などによる活動

- ・札幌市環境基本条例
- ・札幌市動物の愛護及び管理に関する条例などによる活動

動物園の責務を定める

支援・推進施策

参加・協力

参加・協力

連携

市

市民

事業者

国内外の
動物園水族館等関連機関

禁止事項に関する規程

	展示動物の飼養及び保管に関する基準 (動物愛護管理法に基づき制定)	J A Z A 倫理福祉規程
雑種 (交配) に関わる こと	<p>第1 一般原則</p> <p>3 計画的な繁殖等 管理者は、<u>みだりに繁殖させることにより展示動物の適正な飼養及び保管等に支障が生じないように、自己の管理する施設の収容力、展示動物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うように努めること。</u>また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置又は施設への譲渡し若しくは貸出しの措置を適切に講ずるように努めること。さらに、<u>遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないように努めること。</u></p>	<p>(飼育および研究)</p> <p>第4条 動物の飼育・研究にあたっては、種の保存、動物福祉に配慮し、次の各号に適合するよう努めるものとする。</p> <p>(7) <u>国内、国際血統登録を積極的に推進し、遺伝子の多様性確保に寄与すること。</u></p>
親子分離 に関わる こと	<p>第3 共通基準</p> <p>1 動物の健康及び安全の保持</p> <p>(1) 飼養及び保管の方法</p> <p>カ <u>幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等を共に飼養すること。</u></p>	
ショー・ 訓練に 関わる こと	<p>第4 個別基準</p> <p>1 動物園等における展示</p> <p>(1) 展示方法</p> <p>イ <u>動物園動物又は触れ合い動物の飼養及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束等をして展示しないこと。</u></p> <p>ウ <u>動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮し、動物をみだりに殴打し、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること。</u></p>	<p>(飼育および研究)</p> <p>第4条 動物の飼育・研究にあたっては、種の保存、動物福祉に配慮し、次の各号に適合するよう努めるものとする。</p> <p>(5) <u>トレーニングは動物福祉に十分配慮すること。</u></p> <p>(教育活動)</p> <p>第7条 動物を用いた教育活動は、次の各号に適合し、生物多様性や野生生物の保全に寄与する内容とすること。</p> <p>(1) 演示展示は、動物の自然な行動に焦点を当て、動物の健康を害する危険性がある行動、<u>過度な擬人化は行ってはならない。</u></p>

	展示動物の飼養及び保管に関する基準（動物愛護管理法に基づき制定）	JAZA 倫理福祉規程	WAZA 動物福祉戦略
飼育管理	<p>第1 一般原則</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>展示動物の生態、習性及び生理並びに飼養及び保管の環境に配慮しつつ、愛情と責任をもって適正に飼養及び保管するとともに、展示動物にとって豊かな飼養及び保管の環境の構築に努めること。また、動物に関する正しい知識と動物愛護の精神の普及啓発に努めること。</p> <p>第3 共通基準</p> <p>1 動物の健康及び安全の保持</p> <p>(1) 飼養及び保管の方法</p> <p>次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるように努めること。</p> <p>ア動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。また、種類、習性等に応じ給餌及び給水方法を工夫すること。</p> <p>ウ動物を施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間、他の動物との接触、展示、販売、貸出しをしないようにし、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講じること。</p> <p>エ群れ等を形成する動物は、規模、年齢構成、性比等を考慮し、できるだけ複数で飼養及び保管すること。</p> <p>オ異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、展示動物の組合せを考慮した収容を行うこと。</p> <p>カ幼齢時に社会化が必要な動物は、一定期間内親子等を共に飼養すること。</p> <p>イキ（獣医管理に記載）</p> <p>5 動物の記録管理の適正化</p> <p>動物の飼養及び保管の適正化並びに逸走動物の発見率の向上を図るため、個体識別措置を可能な範囲内で講じ、特徴、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備し、記録管理を適正に行うように努めること。</p>	<p>(飼育および研究)</p> <p>第4条 動物の飼育・研究にあたっては、種の保存、動物福祉に配慮し、次の各号に適合するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 動物の習性、生理に適合する飼育施設、設備、器具等が具備されていること。</p> <p>(2) 飼育展示および研究をするために必要な情報を収集し、保管すること。</p> <p>(3) 飼育管理は、その種について必要な知識、技術を習得した者によって行われること。</p> <p>(4) 適切な飼育管理、健康管理をするため、飼育動物に必要な運動、休息および睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるよう諸条件を確保すること。</p> <p>(5) トレーニングは動物福祉に十分配慮すること。</p> <p>(6) (7)（繁殖計画・収集計画に記載）</p>	<p>第1章 動物福祉とその評価</p> <p>高い基準の動物福祉を実現するために、会員に以下を求める。</p> <p>1 福祉憲章を作成する。</p> <p>2 飼育する場合、動物の身体的・行動的欲求を満たす。</p> <p>3 動物福祉に対する理解を向上させる努力を続ける。</p> <p>4 動物の身体的・機能的状態と行動の発現に連携する指標を用いて、科学的根拠に基づく動物福祉のモニタリングを行う。</p> <p>5 動物福祉を理解し評価するため、5つの領域モデルを用いる。</p> <p>6 動物福祉とその管理についての理解と知識を広める。</p> <p>第2章 動物福祉のモニタリングと管理</p> <p>1 動物福祉をベースとする認定制度を作る。</p> <p>2 飼育する職員は、科学的訓練と専門知識を備え常に動物の福祉を監視するモニタリング方法に通じ、他の専門機関とつながりを持ち、知識と事例を共有する。</p> <p>3 定期報告及び福祉状態をモニタリングする職場文化を育てる。</p> <p>4 最新の動物福祉研究の結果を利用し、新たなデータとの比較を可能にするため、動物福祉データの基準値を確立する。</p> <p>5 輸送に伴う動物福祉への潜在リスク、移動先の動物福祉基準・実施方法の確認をし、WAZAや地域協会の動物福祉政策に合致していることを求める。</p> <p>6 動物福祉と予防医療を含む健康管理を高い水準に保つため、獣医、生物、動物福祉、動物行動などの専門家を雇用する。</p> <p>7 生涯にわたる動物健康管理計画を立て幼獣・傷病・高齢個体など特殊な対応を含む専門家としての方針を確立する。</p> <p>8 人と動物の感染症に備えた予防・対策計画を整備する。</p>
環境エンリッチメント	<p>第3 共通基準（再掲）</p> <p>1 動物の健康及び安全の保持</p> <p>(1) 飼養及び保管の方法</p> <p>エ群れ等を形成する動物は、規模、年齢構成、性比等を考慮し、できるだけ複数で飼養及び保管すること。</p>	<p>(飼育および研究)（再掲）</p> <p>第4条</p> <p>(4) 適切な飼育管理、健康管理をするため、飼育動物に必要な運動、休息および睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるよう諸条件を確保すること。</p>	<p>第3章 環境エンリッチメント</p> <p>1 毎日の管理にエンリッチメントの戦略と活動を根付かせるため、職員、職場内の責任を築く。定期的に見直し、職員のトレーニングを継続する。</p> <p>2 動物たちの精神的健康を高めるため、課題・選択・楽しみを与える様々なエンリッチメントを導入する。さらに、それを変更し種に特有の自然な行動の多様性を引き出す。</p> <p>3 エンリッチメントやトレーニングの手段として正の強化を用いる。</p> <p>4 エンリッチメントの成功と失敗を評価し、他園と共有し、エンリッチメントの知識や活動を向上させる。</p> <p>5 展示の設計、改良に環境エンリッチメントを取り入れる。</p> <p>6 入園者とエンリッチメントについて共有し、動物の生態や福祉への理解と知識を広げる。</p> <p>7 種特有の行動欲求を満たすように考えられたエンリッチメントを用いる。</p>

飼育 展 環 境 整 備	<p>第3 共通基準</p> <p>1 動物の健康及び安全の保持</p> <p>(2) 施設の構造等</p> <p>展示動物の種類、生態、習性及び生理に適合するよう、次の要件を満たす施設の整備に努めること。特に動物園動物については、動物本来の習性の発現を促すことができるように努めること。</p> <p>ア自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐ等日常的な動作を行うための十分な広さと空間を備えること。また、隠れ場、遊び場等の設備を備えた豊かな環境を構築すること。</p> <p>イ排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えること。</p> <p>ウ過度なストレスがかからないように、適切な温度、通風及び明るさ等が保たれる構造にすること、又は設備を備えること。</p> <p>エ屋外又は屋外に面した場所では、動物の種類、習性等に応じた日照、風雨等を遮る設備を備えること。</p> <p>オ床、内壁、天井及び附属設備は、衛生状態の維持及び管理が容易な構造にするとともに、突起物等により傷害等を受けるおそれがない構造にすること。</p> <p>第4 個別基準</p> <p>1 動物園等における展示</p> <p>次に掲げる事項に留意するように努めること。</p> <p>(1) 展示方法</p> <p>次の事項に留意しつつ、動物本来の形態、生態及び習性を観覧できるようにすること。</p> <p>ア障害を持つ動物又は治療中の動物を展示する場合は、観覧者に対して経緯等に関する十分な説明を行うとともに、残酷な印象を与えないように配慮すること。</p> <p>イ必要と認められる場合を除き、本来の形態及び習性を損なう施術、着色、拘束等をしないこと。</p> <p>ウ動物に演技をさせる場合は、演技及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮し、動物をみだりに、殴打し、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。</p> <p>エ生きている動物を餌として与える場合は、必要性について観覧者に十分な説明を行うとともに、餌となる動物の苦痛を軽減すること。</p> <p>オ動物を展示施設で繁殖させる場合は、適切な出産及び営巣場所の確保等必要な条件を整えること。</p> <p>カ動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行うことにより、観覧者の動物に関する知識及び動物愛護の精神について関心を深めること。</p> <p>(2) 観覧者に対する指導</p> <p>次の事項を遵守するように指導すること。</p> <p>ア動物にみだりに食物等を与えないこと。</p> <p>イ動物を傷つけ、苦しめ、又は驚かさないこと。</p>	<p>(飼育および研究)</p> <p>第4条 (再掲)</p> <p>(1) 動物の習性、生理に適合する飼育施設、設備、器具等が具備されていること。</p> <p>(展示)</p> <p>第6条 展示を行うにあたっては、次の各号に適合する動物福祉上必要な条件を満たす施設において、教育的な配慮に基づく展示計画によって行うものとする。</p> <p>(1) 展示施設は、動物の種類、生理に適合する規模と構造を有し、本来の生態および習性の発現を促すことができるものとなるように努めること。</p> <p>(2) 展示は、その種の本来もっている習性や形態が正しく表現されるものであり、かつ、生態系の中で果たす役割が理解されるように配慮されていること。</p> <p>(3) 展示計画を具体化し、推進するため、教育普及活動を行うこと。</p>	<p>第4章：展示デザイン</p> <p>1 種にふさわしい動物福祉を支える環境特性を明らかにし、それらの特性を展示デザインや改良の第一基準に取り入れる。特性は最新の科学的根拠に基づく種にふさわしいものであることを確かめる</p> <p>2 動物の生理及び行動ニーズにかなうよう配慮する。好奇心や何かに没頭する環境を与え、季節変化を含む自然の構成要素にふれられるようにする。個々の動物、群れのニーズが、時間とともに変化していくことにも配慮する。</p> <p>3 展示施設は動物の隔離ができるようにする</p> <p>4 動物が過度のストレスやけがもなく豊かで充実した生涯を送れるように、スタッフは管理、飼育、トレーニングを安全かつ容易にできるようにする</p> <p>5 展示デザインの質を評価するモニタリングを実施する。建設的な解決策を見出し他園館と共有する。</p> <p>6 展示における動物福祉について来園者に説明し、どこにいる動物にたいしても福祉を改善するために彼らにできることは何かを教える。</p> <p>7 動物たちが周囲の環境に対して、常に種にふさわしい複数の選択や制御ができる機能を持たせるよう配慮する。</p>
-----------------------------	---	--	---

繁殖導入・移送計画	<p>第1 一般原則</p> <p>2 動物の選定 施設の立地、整備の状況及びその維持管理等に必要な経費並びに飼養保管者の飼養能力等の条件を考慮して、動物の種類及び数を選定するように努めること。また、野生動物等に係る選定は、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、飼養及び保管が困難であること、、、等から、その飼養については限定的であるべきことを勘案しつつ、慎重に検討すべきであること。特に、特定動物に係る選定は、直接人命等に害を加えるおそれがあることを勘案しつつ、より慎重に検討すべきであること。</p> <p>3 計画的な繁殖等 動物の適正な飼養及び保管等に支障が生じないよう、施設の収容力、年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等繁殖を制限するための措置又は譲渡、貸出しの措置を適切に講ずるように努めること。さらに、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努め、過度な近親交配を行わないように努めること。</p> <p>第3 共通基準</p> <p>1 動物の健康及び安全の保持 (1) 飼養及び保管の方法 ウ動物を施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間、他の動物との接触、展示、販売、貸出しをしないようにし、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講じること。</p> <p>6 輸送時の取扱い 次に掲げる事項に留意しつつ、動物の健康及び安全の確保並びに人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。 (1) 動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間に輸送できる方法を採用し、必要に応じ休憩時間を確保すること。 (2) 動物の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法を採用し、輸送に用いる車両、容器等は、動物の安全の確保、衛生の管理及び逸走の防止を図るために必要な規模及び構造のものを選定すること。 (3) 適切な間隔で給餌及び給水を行い、適切な換気及び通風により適切な温度及び湿度を維持すること。</p> <p>第4 個別基準</p> <p>2 販売 次に掲げる事項に留意するように努めること。 (3) 販売方法 イ販売先における終生飼養の実施の可能性を、確実な方法により確認すること。 ウ生態、習性、生理、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、購入者に対する説明責任を果たすこと。</p>	<p>(収集および輸送)</p> <p>第3条 動物の収集および輸送にあたっては、次の各号に適合するものでなければならない。 (1) 収集する動物は、できるだけ飼育下繁殖したものとし、それ以外からの入手は適法であることはもちろん、種の保全について十分な配慮のもとで行われること。 (2) 収集する動物は、当該施設における展示計画および繁殖計画の中で、あらかじめ明らかな役割が与えられていること。 (3) 性別、年齢、血縁等が収集の目的および条件に合っていること。 (4) 動物を受取る施設は動物を飼育するのに適切な施設および適切な職員を有していること。 (5) 動物を輸送する際には、関係法令を遵守し、輸送する動物に対しての配慮を行うこと。</p> <p>(飼育および研究)</p> <p>第4条 (6) 飼育動物は、交換、分譲、繁殖用貸与等の手段を通じて活用を図り、種の保存にあたること。 (7) 国内、国際血統登録を積極的に推進し、遺伝子の多様性確保に寄与すること。</p>	<p>第2章 動物福祉のモニタリングと管理</p> <p>5 輸送に伴う動物福祉への潜在リスク、移動先の動物福祉基準・実施方法の確認をし、WAZAや地域協会の動物福祉政策に合致していることを求める。</p> <p>第5章 繁殖計画と収集計画</p> <p>1 種の保全計画に沿った繁殖計画と種の管理に関する提言を導入し、負の福祉となるような結果を最小限に抑える。 2 繁殖の際は、発情のモニタリングや動物隔離や熟練した観察など、正の福祉管理を促進する。 3 専門職員を配置又は、必要に応じて外部専門家の意見を導入して、繁殖に関連した動物福祉問題を監督する。 4 野生に戻すために繁殖する際は、野生で生きていくことと野生に加入したことにおける動物福祉のバランスに特別の注意を払う。 5 安楽死させる場合の状況や誰に実行委任するのか、概要を記載した指針を作成する。 6 動物収集の長期計画には、種の特性に対応した動物福祉への配慮が十分されており、生涯にわたる飼育と高い水準の福祉をあたえられる保証を必要とする。 7 動物入手の際は、野生個体群に影響のない、あるいは、動物福祉が損なわれるかもしれない野生動物の商業生産を強化することがないところから入手する。</p>
-----------	--	---	--

<p>獣 医 管 理</p>	<p>第1 一般原則 4 終生飼養等 希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、終生飼養されるよう努めること。ただし、展示動物が感染性の疾病にかかり、人又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく治癒の見込みのない疾病又は負傷を負っている場合、甚だしく凶暴で飼養を続けることが著しく困難である場合等やむを得ない場合は、この限りではない。なお、展示動物を処分しなければならないときは、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。やむを得ず殺処分しなければならないときであっても、できる限り、苦痛（恐怖及びストレスを含む）を与えない適切な方法を採用するとともに、獣医師等によって行われるように努めること。</p> <p>第3 共通基準 1 動物の健康及び安全の保持 (1) 飼養及び保管の方法 イ 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病、負傷、又は死亡した動物は、原因究明を含めて、獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。また、疾病、負傷した動物の適切な保護を行わないことは動物の虐待となるおそれがあることを認識すること。 キ 疾病又は負傷した動物、妊娠中の動物、幼齢の動物を育成中の動物、高齢の動物は、隔離又は治療する等の必要な措置を講じ、適切な給餌、給水、休息を与えること。</p>	<p>(獣医学的措置) 第5条 動物に獣医学的措置を行うにあたっては、次の各号に適合するよう努めるものとする。 (1) 必要に応じて、適切な獣医療を受けられる体制が整備されていること。 (2) 避妊や去勢は、個体数管理が必要とされる場合に行い、副作用等の影響を熟考した上で決定すること。 (3) 終生飼育を原則とする。ただし動物福祉上、やむをえず安楽死の必要性が判断された場合には、すみやかに苦しむことなく死を迎えることができる方法で行うこと。 (4) 個体識別処置にあたっては、苦痛を最小限にして行うこと。 (5) 獣医学的措置のすべての手順において、動物福祉に十分配慮し、倫理面を考慮すること。</p>	<p>第2章 動物福祉のモニタリングと管理（再掲） 6 動物福祉と予防医療を含む健康管理を高い水準に保つため、獣医、生物、動物福祉、動物行動などの専門家を雇用する。 7 生涯にわたる動物健康管理計画を立て幼獣・傷病・高齢個体など特殊な対応を含む専門家としての方針を確立する。 8 人と動物の感染症に備えた予防・対策計画を整備する。</p> <p>第5章 繁殖計画と収集計画（再掲） 5 安楽死させる場合の状況や誰に実行委任するのか、概要を記載した指針を作成する。</p>
<p>保 全 活 動</p>		<p>(野生生物保全) 第8条 保全活動の推進にあたっては、野生個体群においてはその種と環境に与える影響を最小限とし、飼育下個体群においては動物福祉の促進が常に考慮されていること。</p>	<p>第6章 保全福祉 1 支援する全ての保全活動を構成する要素として、動物福祉を確立する ⇒例) 観察・標本採集・マーキング・標識付・ワクチン接種など動物福祉に悪影響が考えられることに対して、動物園は動物福祉に配慮したハンドリング方法を開発する、事前に動物福祉への潜在的影響を測定するなどの場となることができる。 2 フィールドで保全活動する団体と連携して活動し、例えば野生復帰プロジェクトのようなフィールドに関連する動物福祉の知識・技術において協力する。 ⇒例) 放す前後のモニタリング、同種の教え役をあてがうこと、補助的な餌やり、獣医ケアなどの支援 3 保全の成果が福祉への影響を上回るかどうか、評価する。 4 動物福祉を評価することも含めた種の保全の枠組みの重要性に対する理解を構築する。 5 保全活動において個々の動物のニーズと正の福祉の促進を配慮する。</p>

調査研究			<p>第7章 動物福祉研究</p> <p>1 大学や研究機関、他園と共同で行う研究分野として、動物福祉と動物福祉のモニタリングを優先する。</p> <p>2 高い動物福祉を支えるため、理にかなった学術研究に基づく結果を採用し続ける。</p> <p>3 研究活動を検討し監視するために、園館運営において、動物倫理、福祉、研究委員会あるいは同様の組織を外部の意見とともに活用する。</p> <p>4 動物が関係するいかなる研究においても、動物福祉に対する配慮が明確に見いだされ、研究対象への悪影響は最小限かつ一過性で理にかなったものであることを保証するため、研究指針と研究プロトコルを確立する。</p> <p>5 正の動物福祉を促進するよう積極的に研究パートナーを支援する。</p> <p>6 総合的に動物福祉、特に保全福祉を強化するため、研究分野として保全医学を促進する。</p>
来園者の関与・参加体験教育	<p>第4 個別基準</p> <p>1 動物園等における展示</p> <p>(5) 展示動物との接触</p> <p>ア観覧者と動物園動物又は触れ合い動物が接触できる場合においては、その接触が十分な知識を有する飼養保管者の監督の下に行われるようにするとともに、人への危害の発生及び感染性の疾病への感染の防止に必要な措置を講ずること。</p> <p>イ観覧者と動物園動物及び触れ合い動物との接触を行う場合には、観覧者に対しその動物に過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物に適度な休息を与えること。</p>	<p>(教育活動)</p> <p>第7条 動物を用いた教育活動は、次の各号に適合し、生物多様性や野生生物の保全に寄与する内容とすること。</p> <p>(1) 演示展示は、動物の自然な行動に焦点を当て、動物の健康を害する危険性がある行動、過度な擬人化は行ってはならない。</p> <p>(2) 動物とのふれあいに際しては、人と動物双方に対し、有害となる方法での活動を行わないこと。</p> <p>(3) 教育機関や研究機関との連携を図り、教育活動を通じて広く正しい知識の普及に寄与するものであること。</p>	<p>第9章 来園者の関与と参加体験</p> <p>1 福祉がそこなわれるときは、参加体験に動物を使うのはやめる</p> <p>2 参加体験に使われた個々の動物について、動物福祉の詳細な評価と継続したモニタリングを行う。苦痛を示す行動やその他の指標が増加する場合は動物をその活動からはずす。</p> <p>3 参加体験と関連するプレゼンテーションに付随するメッセージは、保全に対する理解を深め保全成果を達成するものであることを確認する。</p> <p>4 動物が不自然な行動をするショー、展示、参加体験を企画、寄与、参加するのはやめる。種の保全が重要なメッセージあり、目的でなければならない。</p> <p>5 すべての動物が丁寧に扱われるように作業行程を定める。これには、動物をどう描写し、解説すべきかということも含まれる。</p> <p>6 話やサイン、解説を通して、動物福祉がどのように改善されたか説明する。</p> <p>7 参加体験の展開を検討する際は、環境教育の効果を評価する根拠となる知識と専門技術をもつ組織と連絡をとり利用する。</p>
パートナーシップの設置		<p>(倫理福祉委員会)</p> <p>第10条 この規程の目的を達成するため、倫理福祉委員会を設置するものとし、その内容については要綱をもって別に定める。</p>	<p>第8章 動物福祉におけるパートナーシップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物福祉の専門知識において、認められた中心的存在となり、他施設の動物福祉を支援し助言する。 ・動物管理や獣医などの職員が密接に協力し合い、動物の健康と福祉に関する専門性が常に更新されていることを確認する。 ・大学や研究団体及び他の動物施設と協力し合い、動物福祉の状況への理解を深める。 ・動物福祉団体や外部の福祉専門家と連携し、動物倫理福祉委員会や同様の団体の意見を聞き、動物福祉を見直す。 ・飼育している動物に正の動物福祉をもたらすための指導を必要とする施設とパートナーになる。これは、職員の交換、研修、手法の交換、助成金によって可能となる。

動物園条例に関する講演会（or フォーラム）（案）

「(仮) みんなが支えたい動物園」

令和2年5月17日（日）13:30～16:30（予定）

円山動物園 動物科学館ホール

1 講演会内容

(1) 第1部 講演（50分）

「いい動物園って何だろう？」

帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科 講師 佐渡友 陽一

(2) 第2部 講演（50分）

「動物園は人と動物と地球の健康を守れるのです」

岩手大学農学部共同獣医学科准教授

一般社団法人未来を創るどうぶつ医師団理事長 福井 大祐

(3) 第3部 講演（15分）

「(仮) 円山動物園の野生動物の調査及び研究」

円山動物園長 加藤 修

〈休憩 15～20分〉

(4) 第4部 パネルディスカッション（45分）

「(仮) なぜ支えるの？ どうやって支えるの？」

パネリスト：札幌市環境局参与 小菅 正夫

帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科講師 佐渡友 陽一

岩手大学農学部共同獣医学科准教授 福井 大祐

札幌市円山動物園長 加藤 修